

(経済産業省企業活動基本調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された計画について

経済産業省企業活動基本調査（以下「本調査」という。）について、経済産業省は、令和 8 年調査から、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加（調査事項及び集計事項の追加）
- (2) 経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止に伴う調査計画の変更（調査方法の変更、データ移送の中止、基準となる期日の変更、調査の実施期間の変更）

(1) 海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加

ア 調査事項の変更

(変更内容)

海外現地法人の活動実態を把握するため、海外現地法人調査票を新設し、海外現地法人の事業活動や費用、収益等に関する調査事項を追加

(審査状況)

- (ア) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定。以下「第 IV 期基本計画」という。）では、「経済統計作成の改善に向けた取組」として、「企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複是正等の取り組みを推進する」こととされている。

これを踏まえ、経済産業省は、企業関連統計の見直しに関する調査研究を行い、統計の利用者と報告者の双方に有益な改善策を検討した結果、本調査において、海外現地法人調査票を新設し、海外現地法人の活動実態に関する調査事項を追加することを計画している。

- (イ) 我が国企業の海外事業活動を把握する調査としては、これまで、海外事業活動基本調査（経済産業省が実施する一般統計調査。以下「海事調査」という。）が毎年実施されているところであり、本調査と海事調査の概要は表 1 のとおりである。

表 1 調査の概要

調査の名称	経済産業省企業活動基本調査（現行計画）	海外事業活動基本調査
統計の種類	基幹統計調査	一般統計調査
報告者数	約 45,000 社	約 10,000 社
調査対象	該当業種（注）の事業所を持つ企業のうち 従業員 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業の全数	毎年 3 月末時点で海外に現地法人を有す る我が国企業（ただし、金融業、保険業及 び不動産業を除く）の全数
調査事項	① 企業の名称、所在地及び法人番号 ② 資本金額又は出資金額 ③ 企業の設立形態及び設立時期 ④ 最近決算期間の組織再編行為の状況 ⑤ 企業の決算月 ⑥ 事業組織及び従業員数 ⑦ 親会社、子会社・関連会社の状況 ⑧ 資産・負債及び純資産並びに投資 ⑨ 事業内容 ⑩ 取引状況 ⑪ 事業の外部委託の状況 ⑫ 研究開発、能力開発 ⑬ 技術の所有及び取引状況 ⑭ 企業経営の方向	【本社企業調査票】 ① 企業の概要 ② 企業の操業状況等 ③ 雇用の状況 ④ 損益計算書項目 ⑤ 現地法人からの受取収益 【現地法人調査票】 ① 現地法人の概要 ② 出資状況 ③ 操業状況 ④ 解散、撤退、出資比率の低下の時期 ⑤ 雇用の状況 ⑥ 事業活動の状況（売上高、仕入高） ⑦ 費用、収益・利益処分、研究開発の状況 ⑧ 設備投資の状況
基準となる 期日	毎年 6 月 1 日現在	毎年 3 月 31 日現在
調査の 実施期日	毎年 5 月中旬～6 月下旬	毎年 7 月～8 月末
備考	・子会社：当該会社が 50%超の議決権を 所有する会社をいう。また、50%以下で あっても当該会社が経営を実質的に支 配している会社も含む。 ・関連会社：20%以上～50%以下の議決権 を所有している会社をいう。また、15% 以上～20%未満であっても重要な影響 を与えることができる会社を含む。	・海外子会社：現地法人のうち、日本側出 資比率が 10%以上の外国法人 ・海外孫会社：現地法人のうち、日本側出 資比率が 50%超の海外子会社が 50%超 の出資を行っている外国法人 ※日本側親会社からの出資と日本側出 資比率合計が 50%超の海外子会社の 出資の合計が 50%超の外国法人を含 む

（注）「鉱業、採石業、砂利採取業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業*」「情報通信業*」
「卸売業、小売業」「金融業、保険業*」「不動産業、物品賃貸業*」「学術研究、専門・技術サ
ービス業*」「宿泊業、飲食サービス業*」「生活関連サービス業、娯楽業*」「教育、学習支援
業*」「サービス業（他に分類されないもの）*」（*は一部の産業のみ対象）

(ウ) 今回の申請は、海事調査の現地法人調査票を本調査に統合することで、企業活動のグローバル化の進展を踏まえた日本企業の活動の実態を的確に把握しようとするものであり、調査事項については、表2のとおり、基本的に海事調査のものを移行することとしている。

なお、これまで本調査と海事調査では、海外現地法人の定義に差異が生じていたが、今回の変更で本調査の定義に統一することとしている。

表2 海外現地法人に関する調査事項の対応

経済産業省企業活動基本調査（変更案）	海外事業活動基本調査
【海外現地法人調査票】 ① 現地法人の概要 ② 出資状況 ③ 操業状況 ④ 解散、撤退、出資比率の低下の時期 ⑤ 雇用の状況 ⑥ 事業活動の状況 ⑦ 費用、収益・利益処分、研究開発の状況 ⑧ 設備投資の状況	【現地法人調査票】 ① 現地法人の概要 ② 出資状況 ③ 操業状況 ④ 解散、撤退、出資比率の低下の時期 ⑤ 雇用の状況 ⑥ 事業活動の状況（売上高、仕入高） ⑦ 費用、収益・利益処分、研究開発の状況 ⑧ 設備投資の状況

(エ) これらについては、企業関連統計の体系的な整備を図るものであり、おおむね適当と考えるが、見直しにおける検討過程や報告者の回答可能性及び報告者負担の増加への対応、さらに利活用の観点から、本調査と海事調査のカバレッジの違いによる結果への影響等について確認する必要がある。

(論点)

- a 海事調査で把握していた調査事項を、これまでの一般統計調査から基幹統計調査である本調査に統合するとの結論に至るまで、海外現地法人の活動実態の把握が基幹統計として重要であるとした理由を含め、どのような検討を行ったのか。
- b 報告者負担への配慮、結果の整合性等について
- ① 本調査で新設する海外現地法人調査票の報告者は国内本社であるが、基幹統計調査として、報告者の回答可能性を考慮した適切な調査事項となっているか。国内本社において回答に必要な情報を持ち合わせていない場合は、調査実施者としてどのような対応を行うのか。
 - ② 海外現地法人調査票に関して、これを記入することになる国内企業数、1社当たりの記入枚数及び最多枚数の見込みはどのくらいか。
 - ③ 議決権所有割合によっては、国内の複数の企業で同一の海外現地法人を保有する可能性があるが、それぞれの企業から海外現地法人の活動内容を報告される可能性はな

いか。実査や調査票の審査等の過程で重複回答を防ぐ仕組みはあるのか。

④ 本調査における「子会社・関連会社の数」と新設する海外現地法人調査票を集計した「海外現地法人の数」は整合するのか。

⑤ 海外現地法人調査票において、売上高及び仕入高を地域別に合算して回答する必要があるが、これまでの海事調査における回答状況はどのようなになっているか。また、海事調査では、報告者負担の軽減の観点から、どのような対応を行っているか。

c 従来調査との相違への対応

① 本調査と海事調査では、調査対象企業の調査対象の範囲及び海外の子会社・関連会社（現地法人）の定義に違いがあったが、今回、本調査の定義に合わせる形で変更を行った結果、海外現地法人に関する集計結果の時系列接続等、利用者の利活用上の影響はないか。

② 海事調査で把握していた調査項目で、本調査に移行する際に把握されなくなる項目はあるか。また、把握しない理由は何か。

③ 今回の申請における調査事項の変更について、これまで本調査のみに回答していた企業にとっては、海外現地法人調査票の追加となり、海事調査に回答していた企業にとっては、新たに基幹統計調査に回答することとなるが、その周知・対応はどのようなものを考えているか。

d 上記のほか、調査結果の精度を確保するためにどのような対応を行っているか。

イ 集計事項の変更

（変更内容）

海外現地法人調査票の新設に併せて、海外現地法人の活動実態に関する集計事項を追加

（審査状況）

（ア） 本調査では、調査実施年の翌年1月末までに公表する速報結果と、6月末までに公表する確報結果の2段階で集計しており、今回の申請において追加を予定している海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項については、表3のとおり、確報結果として、統計表を追加することとしている。

表 3 海外現地法人に関する集計事項の対応

経済産業省企業活動基本調査（確報、変更案）	海外事業活動基本調査
第 1 巻～第 3 巻 （略） 第 4 巻 海外現地法人統計表 第 1 表 現地法人回収状況（操業状況別）、現地法人企業数（国・地域別）、現地法人企業数（米国・州別）、現地法人企業数（中国・省別）、現地法人企業数（設立・資本参加時期別）、現地法人企業数（資本金規模別）、現地法人企業数（日本側出資比率別）、現地法人企業数（売上高規模別）、解散、撤退等現地法人企業数、新規設立現地法人企業数 第 2 表 常時従業者数、常時従業者数内訳、売上高、売上高内訳、仕入高及び仕入高内訳、営業費用及び営業費用内訳、経常利益、法人税等 第 3 表 当期純利益、当期内部留保額、内部留保残高、出資者向け支払、社外流出額、研究開発費、設備投資額、財務営業比率 （該当なし） 第 4 表 現地法人企業数の推移、現地法人常時従業者数の推移、現地法人売上高の推移、現地法人経常利益の推移、現地法人当期純利益の推移、現地法人設備投資額の推移 ※第 4 巻 海外現地法人統計表の第 4 表は、令和 8 年調査公表は単年結果のみ	本社企業に関する集計表 （略） 現地法人に関する集計表 2-1 現地法人回収状況（操業状況別）、現地法人企業数（国・地域別）、現地法人企業数（米国・州別）、現地法人企業数（中国・省別）、現地法人企業数（設立・資本参加時期別）、現地法人企業数（資本金規模別）、現地法人企業数（日本側出資比率別）、現地法人企業数（売上高規模別）、解散、撤退等現地法人企業数、新規設立現地法人企業数 2-2 常時従業者数、常時従業者数内訳、売上高、売上高内訳、仕入高及び仕入高内訳、営業費用及び営業費用内訳、経常利益、法人税等 2-3 当期純利益、当期内部留保額、内部留保残高、出資者向け支払、社外流出額、研究開発費、設備投資額、財務営業比率 本社企業と現地法人のクロス集計表 3-1 現地法人企業数（本社業種別）、現地法人企業数（本社資本金規模別）、現地法人常時従業者数（本社業種別）、現地法人常時従業者数（本社資本金規模別）、現地法人売上高（本社業種別）、現地法人売上高（本社資本金規模別） 3-2 現地法人経常利益（本社業種別）、現地法人経常利益（本社資本金規模別）、現地法人研究開発費（本社業種別）、現地法人研究開発費（本社資本金規模別）、現地法人設備投資額（本社業種別）、現地法人設備投資額（本社資本金規模別） 現地法人の時系列データ 4 現地法人企業数の推移、現地法人常時従業者数の推移、現地法人売上高の推移、現地法人経常利益の推移、現地法人当期純利益の推移、現地法人設備投資額の推移

- (イ) これについては、内容の審査等に用いるものを除き、調査事項が全て集計で用いられていることから、おおむね適当と考えるが、利活用の観点から、海事調査での集計内容との違い等について確認する必要がある。

(論点)

- a 海事調査では、本社企業票とのクロス集計を行っていたが、同様の集計を行う必要はないか。また、基幹統計調査として、他に必要と考えられる集計事項はないか。
- b 海事調査では調査実施年の翌年5月下旬までに公表しており、1か月公表が後ろ倒しとなるが、利活用上の影響はないか。

(2) 経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止

ア 調査方法の変更

(変更内容)

経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施を中止することに伴い、企業調査支援事業の活用を取りやめることとし、関連する記述を削除

(審査状況)

- (ア) 本調査は、公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期)(令和2年6月2日閣議決定)における経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備に関する指摘を踏まえ、令和4年から、経済構造実態調査及び科学技術研究調査と同時・統一的に調査を実施していたところであるが、経済産業省として、経済構造統計の体系的整備を進めていく中で報告者負担の抑制を図りつつ、各統計調査の役割分担を検討した結果、令和8年調査から、同時・統一的実施を取りやめることとしている。
- (イ) また、これに伴い、企業調査支援事業の活用についても取りやめることとしており、調査計画のうち、企業調査支援事業の活用に関する記述を削除することとしている。
- (ウ) なお、経済産業省は、企業調査支援事業の活用の取りやめに代えて、本調査独自のサポート体制として、報告者からの要望を踏まえ、企業各社の個々の実態を踏まえた個別に相談できる体制を構築し、すべての企業に対して回答支援を実施するとしている。
- (エ) これらについては、独自のサポート体制がどのようなものか、報告者の負担軽減の観点から確認した上で、妥当性について審議いただくこととしたい。

(論点)

- a 第Ⅳ期基本計画において、経済構造統計の体系的整備の推進として、「企業関連統計の役割分担等の取組」が求められているが、経済構造実態調査との関係で、本調査の役割分担をどのように整理しているのか。また、経済構造統計の体系的整備に関し、これまでの本調査の実施状況をどのように評価しているのか。
- b 企業調査支援事業の活用の取りやめにより、調査実施者及び委託事業者における作業量の増加が見込まれるが、統計の品質を維持するため、どのような取組を行うのか。
- c 報告者負担の軽減方策として、これまでの企業調査支援事業に代えて、どのようなものを想定しているか。
- d 独自のサポート体制を運用する事務局を民間事業者に委託する場合、どのようにしてノウハウの蓄積を行うのか。

イ 経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送の中止

(変更内容)

経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送を取りやめ、本調査において直接把握

(審査状況)

- (ア) 本調査では、報告者負担の軽減に資するため、法人企業統計調査及び科学技術研究調査と重複する調査項目について、当該調査に回答する企業については本調査での回答は不要である旨を調査票に明記した上で調査を実施し、両調査から事後的にデータを移送する取組を行っていた。また、令和4年からは、経済構造実態調査からもデータを移送する取組を行っていた。
- (イ) これについて経済産業省は、令和8年調査からは、以下の理由により、経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送を取りやめることとしている。
 - ・ 経済構造実態調査からの移送項目は、資本金又は出資金額の1項目であり、データを移送しても、本調査に直接回答しても、報告者の負担はほとんど変わらないと考えられるため。
 - ・ 科学技術研究調査からのデータ移送については、移送のタイミングが科学技術研究調査の結果公表後（調査実施年の12月）となっており、その後に疑義照会を行うことになった場合に、報告者への負担が大きいため。
 - ・ 経済構造実態調査及び科学技術研究調査から移送していた項目を本調査で直接回答することについて、企業ヒアリングを行った結果、負担感はない旨の意見を得たため。
- (ウ) これについては、データ移送の取りやめの必要性等を確認した上で、妥当性について審議いただくこととしたい。なお、法人企業統計調査からは引き続きデータを

移送することとしている。

(論点)

- a 法人企業統計調査、科学技術研究調査及び経済構造実態調査からデータ移送される調査項目は具体的にどのようなになっているか。このうち、法人企業統計調査のみデータ移送を継続する理由は何か。
- b データ移送の取り止めが必要な理由として、移送のタイミングが遅いことが挙げられているが、報告者の負担が大きくなる理由としてどのようなものが挙げられるか。
- c 調査実施者において、データ移送を取りやめる必要性、メリットとしてどのようなことが考えられるか。

ウ 基準となる期日の変更

(変更内容)

基準となる期日を毎年6月1日現在から毎年3月31日現在に変更

(審査状況)

- (ア) 本調査では、上記アのとおり、令和4年度から経済構造実態調査等と同時・統一的に実施しており、これに伴い、基準となる期日を毎年3月31日現在から毎年6月1日現在に変更している（当該変更については、諮問第154号で統計委員会に諮問され、了承されている。）。

今回の申請において、経済産業省は、経済構造実態調査等との同時・統一の実施を取りやめ、本調査を単独で実施する従前の調査方法に戻すことから、経済構造実態調査に合わせていた基準となる期日についても、従前に戻すことを計画している。

- (イ) なお、基準となる期日については、企業の概要（名称、所在地、資本金額又は出資金額等）並びに事業組織及び従業者数は、3月31日現在に変更となるものの、親会社、子会社・関連会社の状況、事業内容など他の調査項目については、従前から最近決算期末現在又は最近決算期1年間で報告を求めており、この点は今回も変わらない。

- (ウ) これについては、本調査の調査方法等の見直しを踏まえたものであり、おおむね適当であると考えるが、今回の変更に伴う報告者への影響等について確認する必要がある。

(論点)

- a 本調査は、一定の要件を満たす企業について全数を調査することから、毎年、本調査に回答している企業がほとんど考えられるが、基準となる期日の変更について、報告者に対し、どのような周知を行うのか。
- b 基準となる期日の変更により、常時従業者数等の調査結果の時系列比較への支障は生じないか。

エ 調査の実施期間の変更

(変更内容)

調査の実施期間のうち、調査の終期（調査票の提出期限）を毎年6月下旬から毎年7月中旬に変更

(審査状況)

(ア) 本調査では、上記アのとおり、令和4年度から経済構造実態調査等と同時・統一的に実施しており、これに伴い、調査の実施期間のうち、調査票の提出期限である調査の終期を毎年7月中旬から6月下旬に変更している。

経済産業省は、今回の申請において、経済構造実態調査等との同時・統一の実施を取りやめ、本調査を単独で実施する従前の調査方法に戻すこと、報告者である企業からの要望及び海外現地法人調査票の創設により、調査事項が増えることを考慮して、経済構造実態調査に合わせていた調査の終期についても、従前の7月中旬に戻すことを計画している。

(イ) なお、調査の終期については、後ろ倒しするものの、調査結果については、従前どおりの期日で公表する予定である。

(ウ) これについては、本調査の調査方法等の見直しを踏まえたものであり、おおむね適当であると考えるが、今回の変更に伴う報告者への影響等について確認する必要がある。

(論点)

- a 調査票の配布から収集までのスケジュールはどのようになるのか、これまでの本調査と海事調査の実績を比較する形でご説明いただきたい。
- b 調査の終期が現行計画から約2週間後ろ倒しされる一方で、これまでと同じ期日に調査結果を公表することとしているが、具体的にどのような取組を行うのか。
- c 調査期間はこれまでよりも約2週間の延長となるが、追加で報告する海外現地法人調査票を回答する上で、十分な作業期間が確保されているか。

2 統計委員会諮問第170号の答申（令和5年3月23日付け統計委第5号）における「今後の課題」への対応状況について

統計委員会諮問第170号の答申（令和5年3月23日付け統計委第5号。）では、以下の検討課題が指摘されている。

① 調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底

調査票の設計に当たり、各調査事項の回答対象者をあらかじめ一覧表にするなどによって明確にするとともに、調査票を変更する場合には、事前に第三者に模擬的に回答してもらい等により、回答負担や答えにくい箇所の有無を含め、回答フローの確認を十分に行うこと。

② 電子調査票の改善及びオンライン回答の更なる推進

回答負担を軽減し、かつエラーを防止する観点から、電子調査票の機能の改善に不断に取り組むとともに、オンライン回答率の更なる向上を図ること。

③ 調査事項の見直し

「国際取引の有無」について、令和6年以降に実施する調査に向けて、令和5年調査における回答状況や報告者の負担を検証した上で、当該設問の在り方等について検討し、調査票の見直しを行うこと。

また、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項については、報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策や、他の情報源の活用方策も含めた調査事項の見直しを中長期的に検討すること。

（審査状況）

（ア） 上記の課題について、経済産業省は、以下のとおり対応している。

① 調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底

- ・ 令和5年度に、各調査事項の回答対象者及び回答状況ごとに要回答となる調査事項を整理した一覧表を作成。令和7年調査以降、個票データの審査及び疑義照会において活用するほか、調査票を変更する際の回答フローの確認に活用
- ・ 調査対象企業に対し、本調査の回答フローについて調査対象企業を対象としたヒアリングや、回答状況の分析を実施。これらの結果及び有識者からの意見を踏まえ、令和7年調査から、調査票の注意書き等を変更

② 電子調査票の改善及びオンライン回答の更なる推進

- ・ 調査対象企業に対しヒアリングを実施し、オンライン調査の改善点等について整理・検証を行うとともに、有識者から意見を聴取
- ・ 上記結果を踏まえ、電子調査票の利便性向上を図るため、令和6年調査では、重複する調査事項の回答の自動表示機能、回答内容に応じた一部の業種分類番号の自動表示機能を実装

- ・ 令和7年調査では、疑義照会の審査基準に合わせたエラーチェック機能を実装

③ 調査事項の見直し

- ・ 調査対象企業へのヒアリングでは、回答フローに違和感があると回答した企業は少なかったものの、現行の注意書きは見落としやすいとの意見があったことから、令和7年調査から、注意書きを回答欄の前に移動
- ・ また、調査対象企業からの意見等を踏まえ、令和7年調査から(i)調査票冒頭の説明文に、金額・数量に係る回答方法やプレプリントの扱いを追記、(ii)回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項のうち、「有期雇用者（1か月以上）（就業換算）」について、令和6年調査から、標準的な計算例で算出困難な場合の計算例を「記入のしかた」に追加
- ・ 今後、毎年、回答に変動が少ない項目（消費税の取扱いなど）についてプレプリントを導入できないかなどについて、引き続き検討

(イ) これらのうち、①及び②については、どちらも課題に沿った取組がされており、特に問題ないものとする。一方、③については、これまでの調査の実施状況を踏まえた見直しがなされている一方で、今回の申請により、海外現地法人の活動実態に関する調査事項が新たに追加されることから、引き続き、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項について、報告者の負担などを検証した上で、調査事項の見直しを検討する必要があるものとする。

(論点)

今回の申請を踏まえ、今後、報告者の負担をどのように検証し、調査事項の見直しをどのようにしていくのか。